

～市民活動を安心して行うために～

# 太宰府市市民活動災害保障保険

この保険は、市民活動中の傷害事故や損害賠償責任事故に対して最低限の保障をすることにより、市民活動の健全な発展と住民福祉の向上を図ることを目的としています。

## 1 保険の対象

対象となる活動の条件は、以下の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 市内に活動拠点があること。
- ② 5名以上の市民によって組織された市民団体や個人による活動であること。
- ③ 本来の職場を離れて、対価を得ずに行う継続的、計画的な公益性のある市民活動であること。

※ただし、政治・宗教または営利を目的とする団体は対象になりません。

具体的な市民活動は下記のとおりです。

活動区分	活動の内容（例）
地域社会活動	・自治会、PTAなどが行う防犯パトロール、防災訓練、清掃、夏祭りなどの活動
青少年育成活動	・子ども会、地域文庫、非行防止パトロールなどの活動
社会福祉奉仕活動	・福祉ボランティア、ガイドヘルプ、手話通訳などの活動
社会教育活動	・各種スポーツ活動（ただし、練習中の事故は含まない） レクリエーション活動、芸術、文化、教養に関する活動
市主催の行事・活動	・市主催の行事、活動への参加またはボランティアなど

※危険な運動等による事故は、保障の対象となりません。（山岳登山など）



### 【お問い合わせ先】

太宰府市 総務部 地域コミュニティ課  
TEL 092-921-2121（内線539）

## 2

## 保障内容と保障額

### ○傷害保険

市民活動に参加していた個人が急激かつ偶然な外来の事故により、死亡または傷害を被った場合に保険金をお支払いします。事故後7日目以降の治療を要した場合に適用。(6日目までは免責期間)ただし、市主催事業は事故日から適用。他の保険との併用可能。

①死亡保険金 (500万円)	事故の日から180日以内に傷害事故を原因として死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。
②後遺障害保険金 (15～500万円)	事故の日から180日以内に傷害事故を原因として後遺障害を生じた時は、その程度に応じ、後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。
③入院保険金 (1日3,000円)	入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 (事故の日から180日限度)
④通院保険金 (1日2,000円)	通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。 (事故の日から180日までの間において90日限度)

### ○賠償責任保険

市民活動中に第三者にケガを負わせたり、第三者の財物を汚損、毀損、滅失し、法律上の損害賠償責任を負う場合に損害賠償金をお支払いします。

免責額5,000円。ただし、市主催事業は免責なし。他の保険との併用不可。

※団体、個人で加入している保険対応が優先です。例：スポーツ安全保険（スポーツ活動以外の団体も加入可能）

①身体賠償	最高1名 6,000万円、1事故3億円
②財物賠償	最高1事故 300万円
③保管物賠償	最高1事故 300万円

## 3

## 事故が起きた時の手続き

手続きは、市民団体の代表者を通じて、速やかに下記の団体主管課に所定の事故報告書を提出してください。事故報告書には、団体の概要を把握できる書類、事故発生当日の活動状況が説明できる書類等の添付も必要です。(事故発生日から14日以内)

団体区分	主管課名
自治会、校区自治協議会	地域コミュニティ課
文化活動団体、子ども文庫	文化学習課
国際交流団体	国際・交流課
環境保護団体、清掃活動団体、リサイクル活動団体	環境課
障がい者（児）福祉団体	福祉課
高齢者福祉団体、長寿クラブ	高齢者支援課
歩こう会	元気づくり課
子育て支援団体、育児サークル	子育て支援課
子ども会、婦人会、PTA	社会教育課
スポーツ団体	スポーツ課